

平成 30 年度
事業概要

越谷市保健所生活衛生課
食肉衛生検査所

はじめに

本市は、平成27年度から、地域の実情にあったまちづくりをさらに進めていくため、事務権限の拡大が図れる「中核市」へ移行し、保健所を設置しました。それに伴い、埼玉県食肉衛生検査センターから事務の移譲を受けて、保健所の所属機関として越谷市食肉衛生検査所を設立し今年で5年目となります。

安全・安心な食肉・食鳥肉を提供するためには、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターなど、家畜に由来する細菌を原因とする食中毒を予防することが必要であり、そのためには流通の拠点であると畜場及び食鳥処理場における適切な作業と衛生管理の徹底が必須です。

また、来年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が控えており、食肉・食鳥肉の需要も一層の増加が見込まれる中、国際的な水準での処理・加工が強く求められています。

当所所管のと畜場（食肉センター）では、すでにHACCPによる衛生管理システムが導入されているため、今後はHACCPがしっかりと機能しているかどうか、と畜検査員による導入後の外部検証を実施することとなります。また、食鳥処理場におきましては、HACCPに沿った衛生管理の実施に向けての指導・助言を行わなくてはならないと考えております。

これからも、と畜検査による疾病の排除はもとより、と畜場や食鳥処理場の適切な監視指導、残留動物用医薬品のモニタリング検査等を通じ、安全・安心な食肉・食鳥肉の提供を目指して、所員一同努力してまいります。

このたび平成30年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただければ幸いです。

令和元年8月

越谷市保健所生活衛生課
食肉衛生検査所

所長 門脇 徹

目 次

1	食肉衛生検査所の概要	1
(1)	庁舎	1
(2)	沿革	3
(3)	組織	3
(4)	所管処理場	4
(5)	許認可事務等	6
2	と畜検査業務の概要	8
(1)	と畜検査の概要	8
(2)	稼働日数及びと畜検査頭数	9
(3)	とさつ禁止又は廃棄したものの原因	14
3	食鳥検査業務の概要	15
(1)	食鳥検査の概要	15
(2)	指導助言等の実施状況	16
(3)	確認状況報告	16
4	精密検査業務の概要	17
(1)	精密検査の概要	17
(2)	精密検査実施状況	17
5	衛生指導の実施状況	18
(1)	衛生指導の概要	18
(2)	と畜場における枝肉の衛生検査実施状況	18
(3)	食肉衛生月間の実施状況	19
(4)	牛の特定部位の分別管理	21
6	研修会、会議等	22
7	調査研究	24
8	参考資料	25
(1)	越谷市食肉衛生検査所処務規程	25
(2)	越谷市事務専決規程（抜粋）	26
(3)	越谷市手数料条例（抜粋）	27

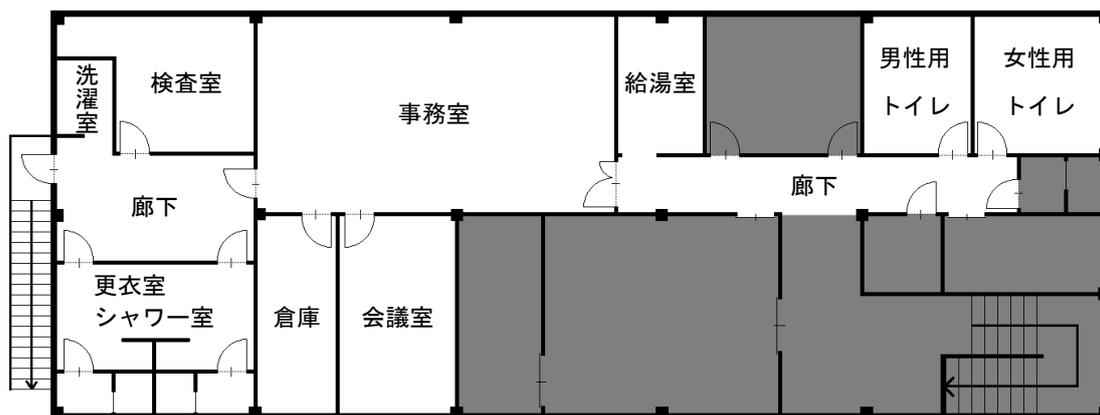
1 食肉衛生検査所の概要

(1) 庁舎

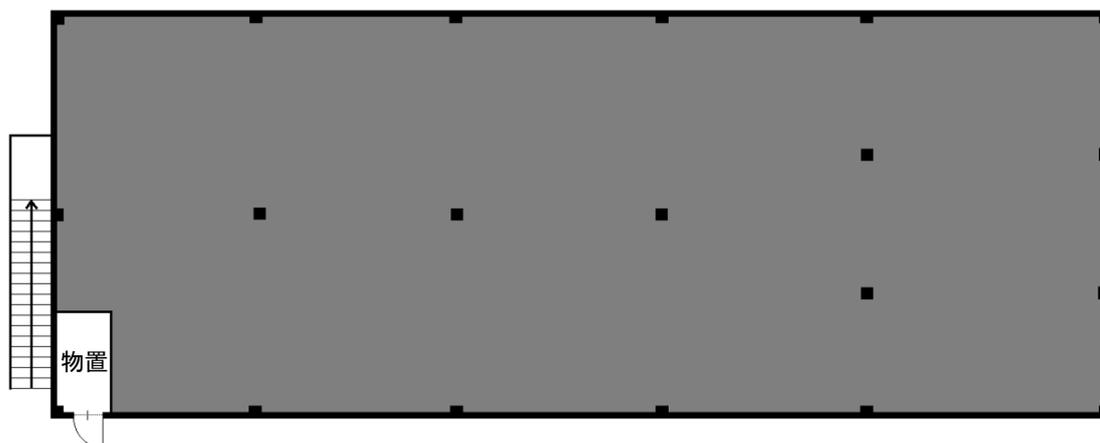
ア 事務所

名 称 越谷市食肉衛生検査所
所 在 地 〒343-0012 埼玉県越谷市増森一丁目5番地1
(越谷市動物管理センター2階)
設置年月日 平成27年4月1日
延 面 積 176.52 m²

平 面 図
(2階)



(1階)



※塗りつぶし部分は動物管理センターエリア

イ 精密検査室

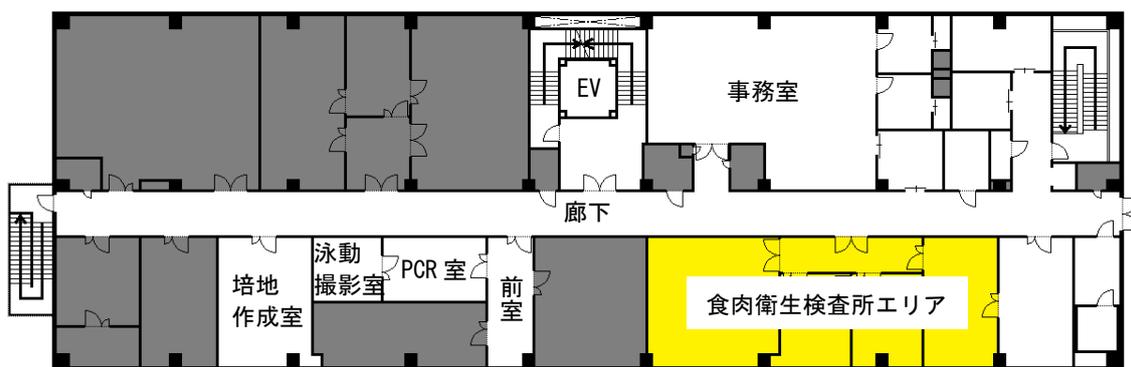
所在地 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目 31 番地
(越谷市保健所 3 階)

設置年月日 平成 27 年 4 月 1 日

延面積 130.2 m² (食肉衛生検査所エリア)
303.6 m² (階段・廊下等を除いた共有エリア)

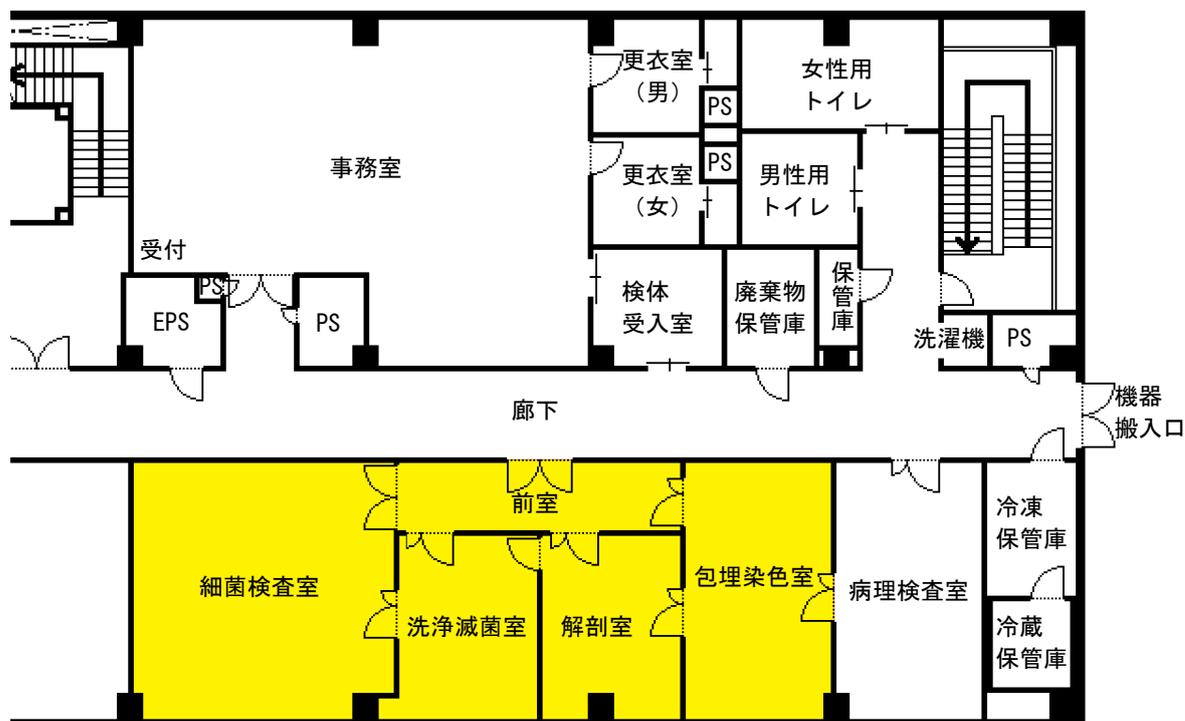
平面図

(3 階全体)



※白抜き部分は共有エリア、塗りつぶし部分は衛生検査課エリア等

(食肉衛生検査所エリア拡大)

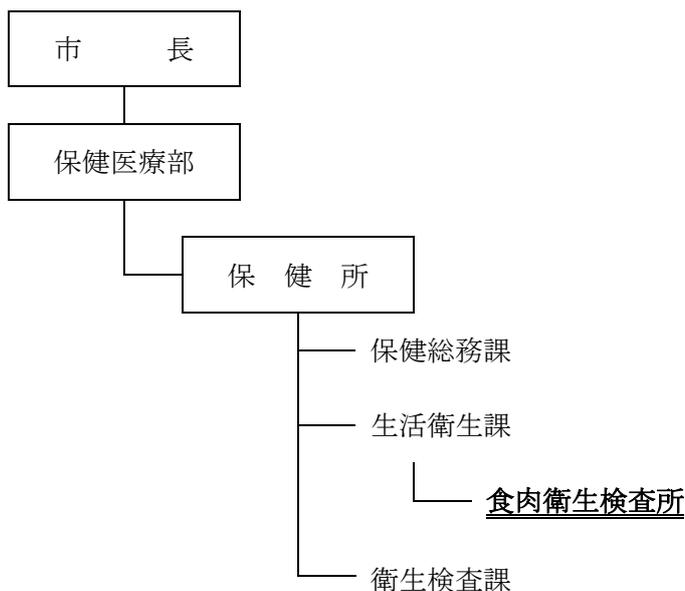


(2) 沿革

年月日	事項
平成 23 年 4 月	中核市移行に向け、保健所準備室を設置。
平成 25 年 4 月	実務研修職員として、埼玉県食肉衛生検査センターへ獣医師 4 名の派遣を開始。
平成 26 年 4 月	前年度に加え、埼玉県食肉衛生検査センターへ獣医師 2 名を実務研修職員として派遣開始。
平成 27 年 4 月	中核市移行に伴い、越谷市動物管理センター2 階に食肉衛生検査所を設置。

(3) 組織

ア 組織図



イ 職員構成

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

職種	獣医師					合計
	所長	副所長	主査	主任	獣医師	
人数	1 (1)	1 (1)	4	3	2	11 (2)

※括弧内は埼玉県からの派遣職員数で再掲

(4) 所管処理場

ア と畜場

一般と畜場 1 件

簡易と畜場 0 件

と畜場 番号	と畜場名	所在地	開設年	許可頭数(頭/日)	
				大動物	小動物
1	越谷食肉センター	埼玉県越谷市増森 一丁目 12 番地	昭和 44 年	80	1000

イ 食鳥処理場

大規模食鳥処理場 0 件

認定小規模食鳥処理場 7 件

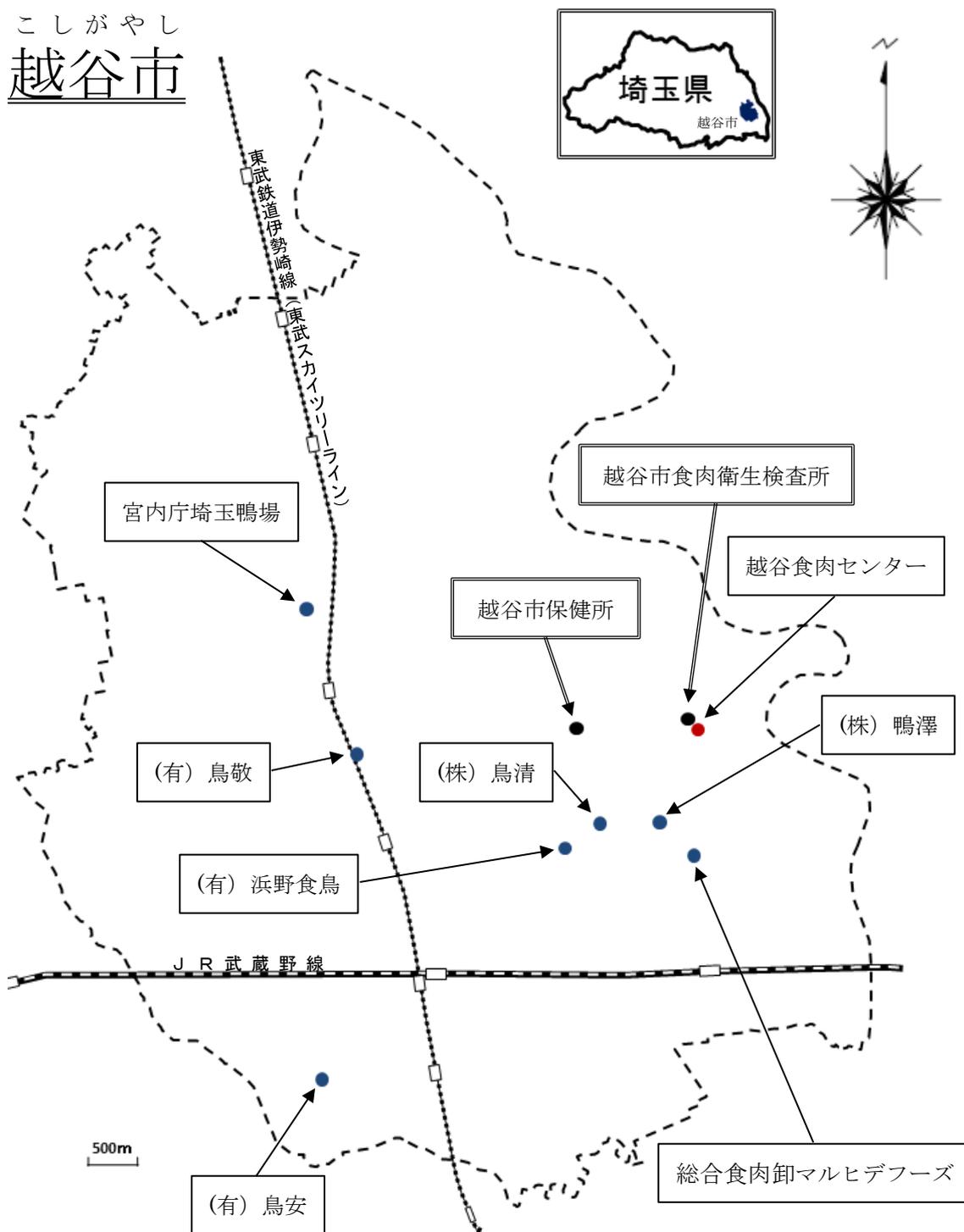
処理場名	許可年月日	取り扱う 食鳥の種類	生鳥取扱 いの有無
有限会社 鳥安	平成 4 年 3 月 13 日	あひる	無
有限会社 浜野食鳥	平成 4 年 4 月 10 日	鶏	有
総合食肉卸マルヒデフーズ	平成 10 年 1 月 6 日	鶏	無
宮内庁埼玉鴨場	平成 12 年 11 月 6 日	あひる	有
有限会社 鳥敬本店	平成 13 年 11 月 6 日	あひる	無
株式会社 鴨澤	平成 21 年 5 月 1 日	あひる	無
株式会社 鳥清	平成 29 年 3 月 8 日	鶏	無

ウ 届出食肉販売業者

届出食肉販売業者 1 件

事業所名	届出年月日	届出者
株式会社 鳥清	平成 29 年 2 月 28 日	株式会社 鳥清

エ 食肉衛生検査所と管内処理場との位置関係



(5) 許認可事務等

ア と畜場法第 12 条第 1 項の規定によると畜場使用料・とさつ解体料認可

と畜場名	許可年月日	と畜場使用料及びとさつ解体料の合計※ (円)					
		牛	仔牛**	馬	豚	めん羊	山羊
越谷食肉センター	H26.4.1	8,640	8,640	8,640	1,944	2,160	2,160

※合計金額のみ設定

※**仔牛とは、生後 1 年未満の牛をいう。

イ 牛の皮のと畜場外への持出し許可

と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の施設に対して持出しの許可をしました。

持出しを行うと畜場	持ち出した牛の皮を保存する施設	施設の所在地
越谷食肉センター	株式会社 大津屋	東京都台東区
	有限会社 石川商店	埼玉県さいたま市

ウ と畜検査合格証明

申請を受け、次のとおり証明書の発行を行いました。

対象部位	証明書発行枚数
牛枝肉	77 通
牛原皮	24 通
豚原皮	22 通

エ 輸出食肉衛生証明書

平成 31 年 3 月 31 日現在、越谷食肉センター及び併設する食肉処理場は、マカオ、台湾及びタイへの輸出牛肉取扱施設に認定されています。

平成 30 年度は下記のとおり証明書の発行を行いませんでした。

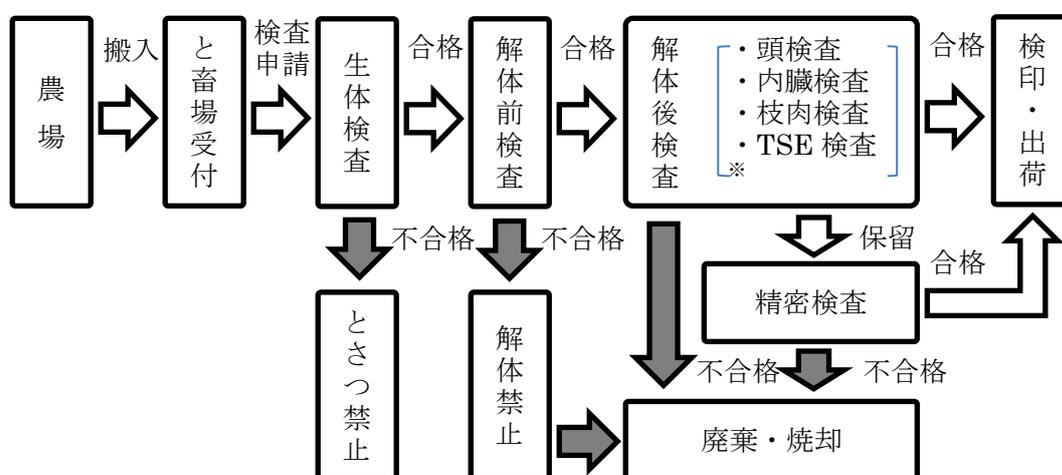
輸出国	獣種	発行枚数	重量
マカオ	牛	0 通	0 Kg
台湾	牛	29 通	4443.0 Kg
タイ	牛	28 通	3052.0 Kg

2 と畜検査業務の概要

(1) と畜検査の概要

と畜場法に基づき、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）から、と畜検査員を命じられた獣医師の資格を持つ職員が、食用に供する目的でとさつ解体される獣畜に対して行う検査を、と畜検査と言います。

ア と畜検査の流れ



※ TSE とは伝染性海綿状脳症（Transmissible Spongiform Encephalopathy）のことで、TSE検査は牛、めん羊及び山羊に対して行う TSEの有無についての検査です。

平成 31 年 3 月 31 日現在では、生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の神経症状又は全身症状を呈する牛、並びに月齢に関わらず生体検査において臨床症状を呈するめん羊及び山羊に対してスクリーニング検査を実施しています。

スクリーニング検査で陽性となった場合は国が指定する専門機関に検体を送り、確認検査が実施され、確認検査でも陽性であった場合は専門家会議が開かれて確定診断が行われます。

イ 精密検査について

と畜場内での検査では判定が困難である場合は検査保留とし、解体された獣畜の一部を検体として持ち出して、越谷市保健所の 3 階にある精密検査室でより詳細な検査を実施してから総合的に判断をしています。

保留の際に行う精密検査には、腫瘍や炎症、変性等の判定を行う『病理学検査』、細菌等による疾病の判定を行う『微生物検査』、尿毒症や黄疸等の判定を行う『理化学検

査』の3種類の検査があり、状況に応じてそれぞれ必要な検査を実施しています。

(2) 稼働日数及びと畜検査頭数

ア 年間稼働日数

と畜場名	年間	土曜日※	日曜日※	祝祭日※
越谷食肉センター	242	3	0	9

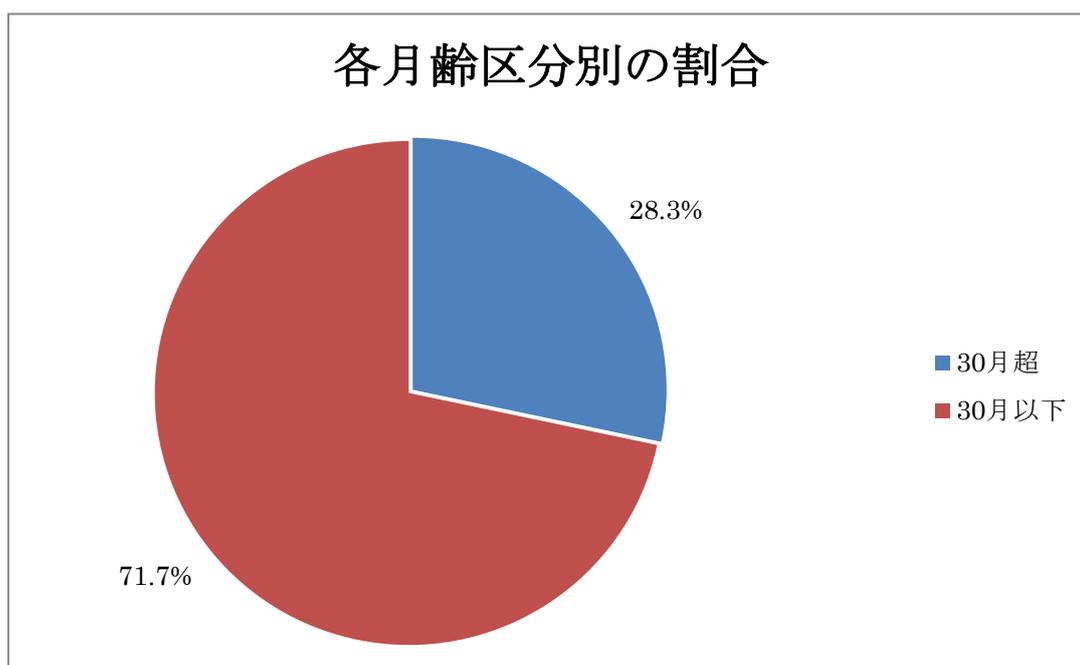
※再掲

イ 獣種別と畜検査頭数

と畜場名	牛	仔牛	馬	豚	めん羊	山羊
越谷食肉センター	3,405	0	0	163,933	0	0

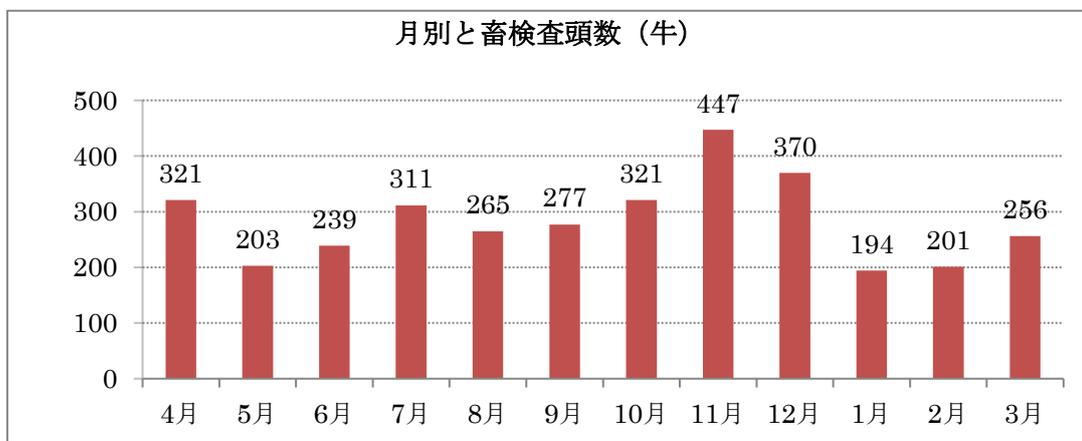
ウ 牛の月齢区分別と畜検査頭数

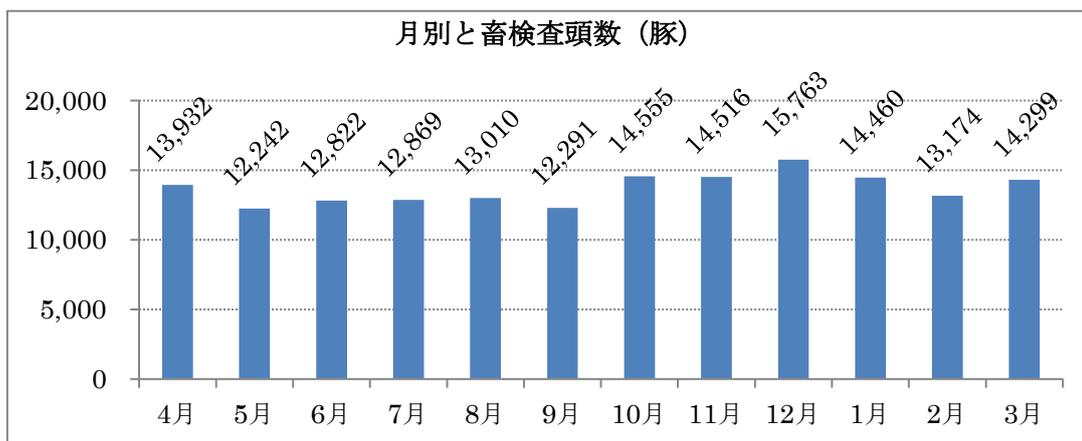
と畜場名	牛		
	総数	30月超	30月以下
越谷食肉センター	3,405	964	2,441



エ 月別と畜検査頭数

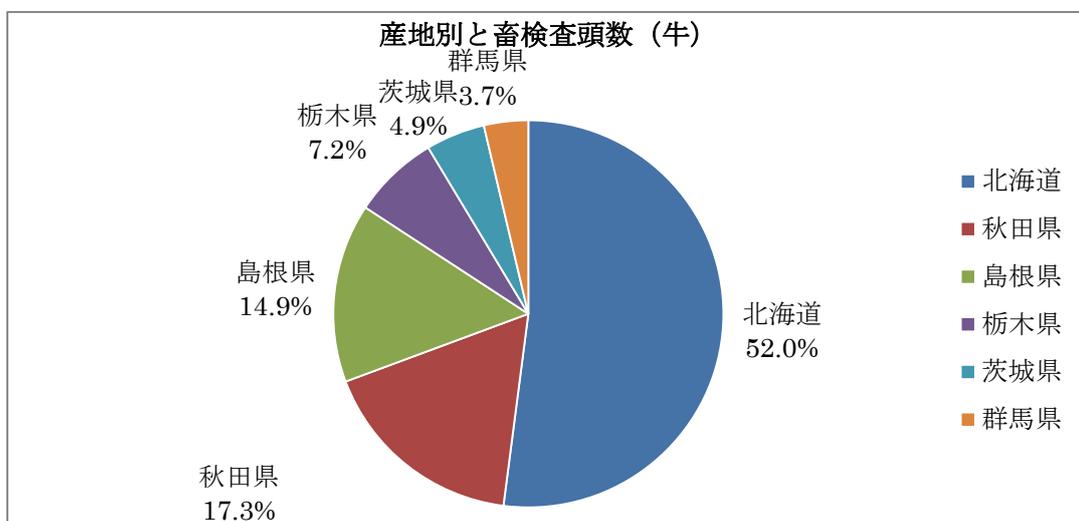
越谷食肉センター	牛	仔牛	馬	豚	めん羊	山羊
4月	321	0	0	13,932	0	0
5月	203	0	0	12,242	0	0
6月	239	0	0	12,822	0	0
7月	311	0	0	12,869	0	0
8月	265	0	0	13,010	0	0
9月	277	0	0	12,291	0	0
10月	321	0	0	14,555	0	0
11月	447	0	0	14,516	0	0
12月	370	0	0	15,763	0	0
1月	194	0	0	14,460	0	0
2月	201	0	0	13,174	0	0
3月	256	0	0	14,299	0	0
合計	3,405	0	0	163,933	0	0



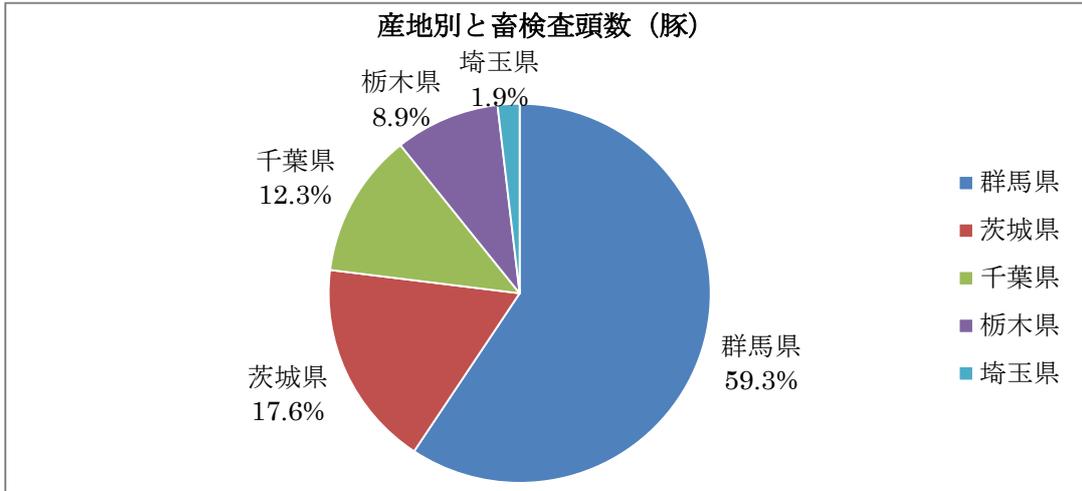


オ 産地別と畜検査頭数

都道府県		北海道	秋田県	茨城県	栃木県	群馬県	島根県	合計
牛	頭数	1,772	588	167	244	125	509	3,405
	%	52.04	17.27	4.90	7.17	3.67	14.95	100

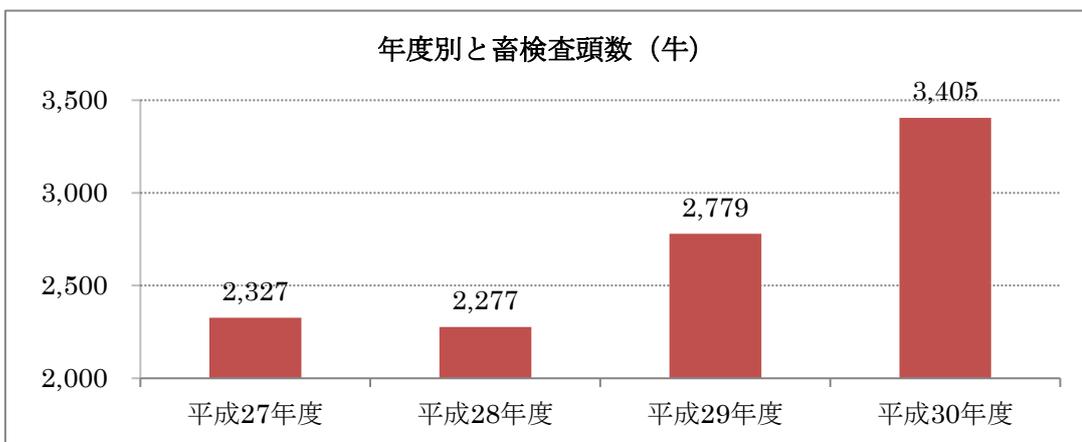


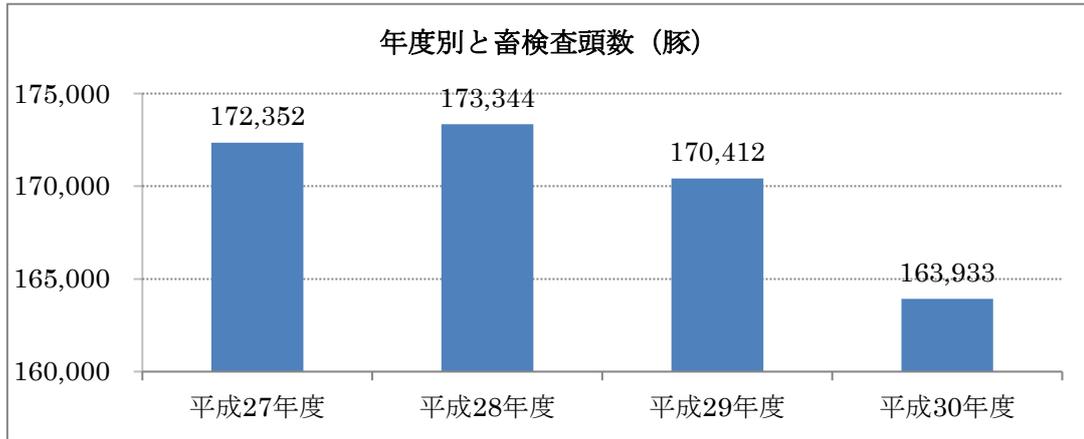
都道府県		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	合計
豚	頭数	28,927	14,545	97,245	3,040	20,176	163,933
	%	17.65	8.87	59.32	1.85	12.31	100



カ 年度別と畜検査頭数

越谷食肉センター	牛	仔牛	馬	豚	めん羊	山羊
平成 27 年度	2,327	0	0	172,352	0	0
平成 28 年度	2,277	0	0	173,344	0	0
平成 29 年度	2,779	0	0	170,412	0	0
平成 30 年度	3,405	0	0	163,933	0	0





3 食鳥検査業務の概要

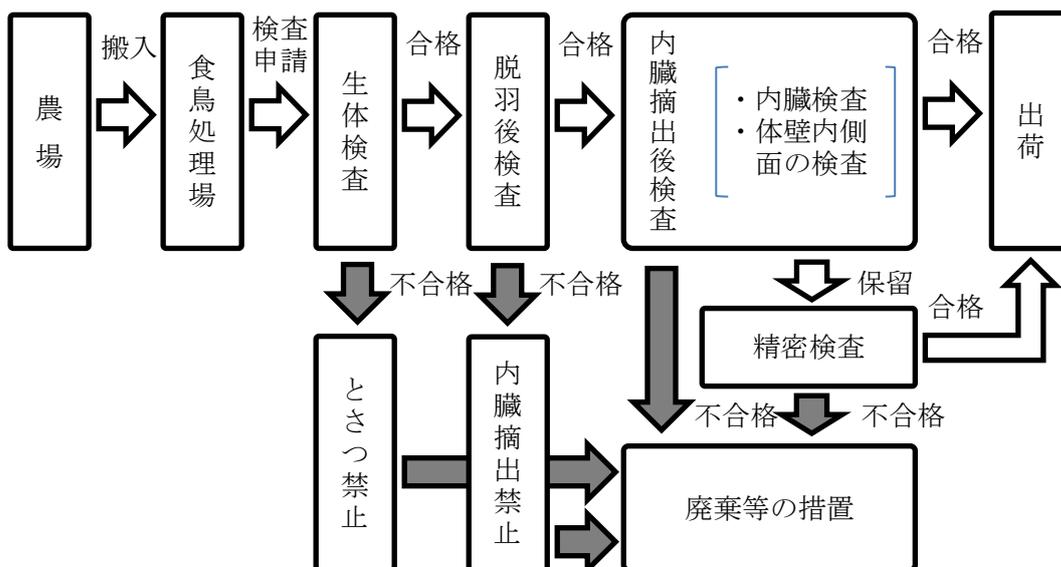
(1) 食鳥検査の概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長、又は特別区にあっては区長。次の各段落において同じ。）が、獣医師の資格を持ち、食品衛生監視員、と畜検査員、狂犬病予防員及び環境衛生監視員である職員のうちから食鳥検査員として指定された職員が、食用に供する目的で食鳥処理される家きんに対して行う検査を、食鳥検査と言います。

ただし、1年間に食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が30万以下であり、食鳥の各状況についての確認規程が都道府県知事の認定を受けた場合は、食鳥処理衛生管理者が食鳥検査に代わって確認を行います。この場合、都道府県知事はこの認定を受けた「認定小規模食鳥処理業者」に対して、必要な技術的な指導及び助言を行います。また、認定小規模食鳥処理業者は、毎月末日までにその前月中に実施した確認の状況を都道府県知事に報告することとなります。

また都道府県知事は、行政からの指定をうけた「指定検査機関」に、食鳥検査の全部又は一部を委任することが出来ます。この場合、指定検査機関は毎月末日までに、その前月中に実施した食鳥検査の結果を都道府県知事に報告することとなります。

食鳥検査の流れ



(2) 指導助言等の実施状況

「越谷市食品衛生監視指導計画」の定めるところにより、管内の認定小規模食鳥処理場施設の監視を行い、必要な技術的指導及び助言を行いました。

項目		数値	
出動回数		12回	
出動延べ人数		22人	
指導 件 数	認定小規模食鳥処理場	生鳥取扱い施設	12件
		上記以外	30件
	届出食肉販売業施設（再掲）		5件
監視時食鳥処理実施施設（再掲）		24件	

(3) 確認状況報告

平成30年度中に、管内の認定小規模食鳥処理場において食鳥処理が行われた家きんの確認状況は次のとおりでした。

項目		成鶏	ブロイラー	あひる	
食鳥処理をした羽数		3,431	2,840	28,602	
基準に適合しなかった食鳥の羽数		10	0	82	
(内訳)	生体の状況	全部廃棄	0	0	0
	体表の状況	全部廃棄	0	0	0
		一部廃棄	0	0	0
	体壁の内側面の状況	全部廃棄	10	0	29
	内臓の状況	内臓全部廃棄	0	0	53
		内臓一部廃棄	0	0	0

4 精密検査業務の概要

(1) 精密検査の概要

と畜検査及び食鳥検査の際に必要なに応じて、より詳細な検査を行う場合やと畜検査不合格として廃棄した獣畜についてより詳細な探索や鑑定を行う場合及びTSE検査を実施する場合に精密検査を行います。

(2) 精密検査実施状況

ア 精密検査実施頭数

獣種及び検査ごとの実施頭数は、次のとおりです。

検査	牛	豚	
(内訳)	精密検査	14頭	48頭
	保留検査	2頭	28頭
	鑑定検査	12頭	20頭
	TSE検査※	0頭	

※TSE検査については、スクリーニング検査を埼玉県に委託しています。

イ 検査区分別の検査実施状況

保留検査及び鑑定検査については、次のとおり検査を実施しました。

保留及び鑑定検査	頭数	検体数	項目数
(重複あり)	病理学検査	33検体	405項目
	微生物検査	34検体	585項目
	理化学検査	3検体	23項目

5 衛生指導の実施状況

(1) 衛生指導の概要

と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食肉及び食鳥肉等による食品衛生上の危害の発生を防止するために、「越谷市食品衛生監視指導計画」の定めるところにより衛生指導を行います。

(2) と畜場における枝肉の衛生検査実施状況

とさつ解体処理のすべての工程が終了した直後の枝肉を対象に、表面の拭き取り検査を実施してその結果をと畜場に還元するとともに、必要に応じて衛生指導を行いました。

ア 衛生指標細菌検査の実施状況

獣種	項目	回数	頭数	検体数
豚	生菌数*	14回	70頭	140検体
	大腸菌群数**	14回	70頭	140検体
牛	生菌数*	13回	65頭	130検体
	大腸菌群数**	13回	65頭	130検体

※生菌数とは、細菌汚染状況を示す指標であり、とさつ解体処理における衛生的取扱いの適否等についての評価に用います。

※大腸菌群数とは、糞便汚染状況を示す指標であり、とさつ解体処理における汚染防除対策の適否等についての評価に用います。

イ 腸管出血性大腸菌検査の実施状況

獣種	項目	回数	頭数	検体数	結果
牛	腸管出血性大腸菌*	12回	60頭	120検体	すべて陰性

※腸管出血性大腸菌 O26、O103、O111、O121、O145 及び O157 を対象に実施。

ウ GFAP 検査の実施状況

獣種	項目	回数	頭数	検体数	結果
牛	GFAP [※] 残留度	13回	36頭	74検体	うち1検体で検出 ^{※※}

※グリア線維性酸性タンパク（Glial Fibrillary Acidic Protein）は、神経組織に特異的に存在するため、特定部位である脳や脊髄による汚染の指標とされています。

※※GFAP が検出された枝肉を再洗浄するよう指導し、洗浄後、再度拭き取り検査を実施したところ、検出限界値未満であった。

(3) 食肉衛生月間の実施状況

食肉及び食鳥肉の適正な衛生管理を確保し、安全性をより向上させることを目的に、7月から8月までの期間を「食肉衛生月間」として、集中的な監視指導や衛生に関する講習会を実施しました。

ア ポスターの掲示

食肉衛生月間の趣旨を関係者に周知するためにポスターを作成し、管内のと畜場に掲示しました。



平成 30 年度食肉衛生月間ポスター

イ と畜場の監視指導

管内と畜場の管理者及びと畜業者等に対し、と畜場法第 6 条及び第 9 条に規定され

る衛生管理等について、同法施行規則で定める基準を遵守しているか立入検査を行い、その結果に基づいて指導を実施しました。

ウ 講習会の実施

と畜場の衛生管理責任者、作業衛生責任者及び従業員等に対する講習会を次のとおり実施しました。

実施期間	平成 30 年 8 月 24 日
受講者	と畜場従業員及び出入り業者 59 名
講習内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒について ・と畜場における衛生管理 ・衛生管理の外部検証結果

エ 食肉等輸送車の衛生監視指導

管内と畜場から食肉及び内臓を搬出する輸送車を対象に、車両内の拭き取り検査及び衛生指導を行いました。

実施期間	平成 30 年 8 月 1 日から 8 月 31 日まで
実施車両数	10 台
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車の設備の確認と衛生管理状況の聞き取り ・拭き取り検査による生菌数及び大腸菌群数の測定
検査結果 (100cm ² 当たり)	生菌数：1 千以上 5 台、検出限界以下 4 台 大腸菌群数：陽性 2 台、陰性 8 台
指導内容	拭き取り検査の結果をもとに、小まめな洗浄消毒の励行等の指導を行った。

オ と畜場使用水の残留塩素濃度測定

井水を使用している管内と畜場に対し、水道法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定する基準を満たしているか検査を行いました。

検査方法	DPD 法（比色板）による遊離残留塩素測定
検査実施日	平成 30 年 7 月 9 日、7 月 20 日、8 月 15 日、8 月 22 日

検 体 数	16 検体
検 査 結 果	すべて基準値 (0.1mg/L) 以上

(4) 牛の特定部位の分別管理

牛のとさつ解体の実施日ごとに行う特定部位の分別管理の確認に加え、舌扁桃の除去が確実に実施されているかを確認する目的で、牛の舌の精密検査を実施しました。

検 査 方 法	病理組織学的検査 (HE 染色)
検 体	舌扁桃除去作業後に最前位有郭乳頭部から舌根部にかけて、等間隔に左 10 箇所、右 12 箇所、計 22 検体を切片にして検査を行った。
検 査 結 果	すべての検体で扁桃組織を認めなかった (すべて陰性)

6 研修会、会議等

平成 30 年度は下記の研修会、講習、演習、及び会議等に参加しました。

No.	月日	名称	場所	参加
1	4月26日	第2回家畜慢性疾病対策推進全国会議	TKP 赤坂駅カンファレンスセンター	1人
2	5月8日、9日	平成30年度新任と畜及び食鳥検査員等研修	埼玉県食肉衛生検査センター	2人
3	5月28日	平成30年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会総会及び所長等会議	ホテルレイクビュー水戸	1人
4	6月20日	第8回埼玉県内食肉衛生検査所等精密検査技術検討会	埼玉県食肉衛生検査センター	1人
5	6月11日～7月6日	食肉衛生検査研修	国立保健医療科学院	1人
6	6月22日	平成30年度家畜畜産物衛生対策協議会	埼玉県食肉衛生検査センター	5人
7	7月18日、19日	平成30年度全国食肉衛生検査所長会議及び第54回全国食肉衛生検査所協議会全国大会	万代シルバーホテル	2人
8	8月20日	第53回獣医疫学会学術集会－VPcamp 共済シンポジウム－	東京大学中島薫一郎記念ホール	1人
9	9月12日	第9回埼玉県内食肉衛生検査所等精密検査技術検討会	埼玉県食肉衛生検査センター	3人
10	10月4日	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策連絡調整会議	埼玉県中央家畜保健衛生所	1人
11	10月5日	第36回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会 総会及び研修会	栃木県庁	1人
12	10月31日	平成30年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	茨城県立県民文化センター	2人
13	11月7日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会 平成30年度総会・研	横浜情報文化センター	1人

		修会		
14	11月9日	平成30年度関東甲信越静地区 食肉衛生担当者会議	芝浦食肉衛生検査所	1人
15	11月15日、16日	全国食肉衛生検査所協議会病理 部会 第75回病理研修会	麻布大学百周年記念ホ ール	4人
16	11月22日	平成30年度と畜場 HACCP 導 入における指導・検証の平準化 に資する研修	芝浦食肉衛生検査所	1人
17	11月23日	と畜場での口蹄疫を想定した対 応に関する検討会	越谷食肉センター	8人
18	12月11日、12日	特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	埼玉県労働基準協会連 合会	1人
19	1月10日、11日	有機溶剤作業主任者技能講習	埼玉県労働基準協会連 合会	1人
20	1月21日、22日、23日	平成30年度食肉及び食鳥肉衛 生技術研修並びに研究発表会	東京証券会館	6人
21	2月8日	第10回埼玉県内食肉衛生検査 所等精密検査技術検討会	埼玉県食肉衛生検査セ ンター	3人
22	2月20日	埼玉県豚コレラ防疫対策会議	埼玉会館	1人
23	2月21日	平成30年度1県3市食肉衛生 技術研修会	埼玉県食肉衛生検査セ ンター	5人
24	2月28日	対米、対EU及び対台湾輸出食 肉担当者研修	TKP 虎ノ門駅前カンフ ァレンスセンター	3人
25	3月18日	さいたま市と畜場視察	さいたま市食肉衛生検 査所	3人
26	3月19日	豚コレラ及びアフリカ豚コレラ の特定症状に係る研修会	埼玉県農業共済会館	2人

7 調査研究

平成 30 年度は下表の 4 題について調査研究を行い、No.1 についてはその成果を「平成 30 年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会」にて発表し、No.2 についてはその成果を「平成 30 年度第 9 回埼玉県内食肉衛生検査所等精密検査技術検討会」にて発表し、No.3、No.4 についてはその成果を「平成 30 年度 1 県 3 市食肉衛生技術研修会」にて発表しました。

No.	題名	発表者
1	豚枝肉表面における乳酸菌汚染の調査	杉田 圭輔
2	豚の腎臓の腫瘍	本庄 雅弘
3	と畜場での家畜伝染病発生時対応における関係機関との連携強化について	峯川 治之
4	豚の腹腔内腫瘍の病理学的検索について	土山 敦子

8 参考資料

(1) 越谷市食肉衛生検査所処務規程

平成27年3月31日訓令第11号

改正 平成30年3月30日訓令第5号

(趣旨)

第1条 越谷市食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）の処務については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 検査所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) と畜検査に関すること。
- (2) 食鳥検査に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可、指導等に関すること。
- (4) 食鳥処理の事業の許可、指導等に関すること。
- (5) と畜場に併設する食肉処理施設の監視指導に関すること。

(職員)

第3条 検査所に所長その他必要な職員を置く。

(職務権限)

第4条 所長は、上司の命を受け、検査所の業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 所長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代行する。ただし、重要又は異例な業務については、上司の指示を受けなければならない。
- 3 職員は、上司の命を受け、担当する事務を処理する。

(事務分担)

第5条 職員の事務分担は、所長がこれを定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 越谷市事務専決規程（抜粋）

平成30年3月31日規則第15号

最終改正 平成31年3月26日規則第17号

（部長等の個別専決事項）

第8条 部長、課長及び施設長の個別専決事項は、別表第3のとおりとする。

別表第3（第8条関係）

（略）

3 施設長の個別専決事項

専決権者	専決事項
	（略）
食肉衛生検査所長	1 と畜場に係る処理頭数の制限、検査、持出しの許可、措置、報告の徴収、立入検査及び届出の受理に関すること。 2 食鳥処理事業及び食鳥検査に係る検査、措置、報告の徴収、立入検査及び届出の受理に関すること。 3 と畜場における牛海綿状脳症に係る検査並びに牛の特定部位の使用及び焼却の免除の許可に関すること。 4 と畜場に併設された食肉処理業の許可を有する施設に係る立入検査及び措置に関すること。
	（略）

(3) 越谷市手数料条例（抜粋）

平成12年3月31日条例第8号
最終改正 令和元年6月28日条例6号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（徴収する手数料）

第2条 市長は、別表に定める手数料を徴収する。

別表（第2条関係）

2 衛生手数料

（20） と畜場法（昭和28年法律第114号）関係

ア 第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査

一般と畜場設置許可申請手数料 23,000円

イ 第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査

簡易と畜場設置許可申請手数料 11,000円

ウ 第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査

と畜検査手数料

（ア） 生後1年以上の牛又は馬 1頭につき700円

（イ） 生後1年未満の牛又は馬 1頭につき300円

（ウ） 豚、めん羊又は山羊 1頭につき300円

（21） 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）

関係

ア 第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査

食鳥処理事業許可申請手数料 20,000円

イ 第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査

食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料 11,000円

ウ 第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査

食鳥検査手数料 1羽につき5円

エ 第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査

確認規程認定申請手数料 5,700円

オ 第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査

確認規程変更認定申請手数料 2,500円

平成 30 年度 事業概要

発 行 越谷市保健所生活衛生課食肉衛生検査所

〒343-0012

埼玉県越谷市増森一丁目5番地1

電 話 (048) 969-8522 (直通)

FAX (048) 969-8521

E-mail shokuniku@city.koshigaya.lg.jp